

平成20年度 第11回役員会 会長報告

[会長報告]

以下、本文中「敬称略」

1. 外部団体との折衝・会議出席報告・その他活動報告・活動予定

- (1)3月12日 調布市役所へ「H20年度 防災会 実績報告書」提出 (会長提出)
- (2)3月17日 調布市自治会連合協議会(略称:自治連協)理事会→会長欠席
- (3)3月22日 小学校卒業生卒業記念品配布(電子辞書@¥5,000:27名) 購入30個
- (4)3月28日 「地域安全まちづくりセミナー」→石塚企画担当出席  
※内容:石塚企画担当より報告
- (5)3月28日 「調布市回覧業務申請書(補助金額:@¥200\*会員数)」を調布市へ提出  
[今後の予定]
- (6)4月12日 H21年度 春の多摩川クリーン作戦 (午前8時~9時):羽鳥副会長、大森企画補佐担当
- (7)4月18日 ブロック長推薦締切
- (8)4月24日 京王閣競輪場周辺地域対策補助金実績報告締切(決算報告書要!)

2. 回覧資料

- (1)「H21年度 春の多摩川クリーン作戦」調布市環境政策課(生活環境係)発行
- (2)「シルバー人材センターで一緒に働きませんか?」(社)調布市シルバー人材センター発行

3. 審議事項

(1)総会議案審議

- ①行動計画(実績・予算)・予算(実績・予算)
- ②会則変更案
- ③役員案

(2)会則変更(案)

会の運営実態、会員構成の高齢化、社会情勢の変化、等に対応し、会則を活動実態に近づけ、更に役員会の実行権限を強め、活動力を高めるよう会則を変更する。

・主な変更点:

- ①会長・副会長の任期=1年→3年
- ②相談役(数名)の設置=前(会長・副会長・事務局)の中から数名を役員会が指名可能。  
これにより、業務引継ぎを円滑にできるようにする。任期最長1年間。
- ③会則以外の諸規則を「実施細則」として「役員会決定事項とする」。  
現在のように変動する時代には、会長以下の適切な判断・行動を求められるが、会則に制約される事も多いし、逆に活動上の規則を迅速に設定したい場面も多い。そのため、大半の規則を役員会決定事項とし迅速性を出したい。

4. 次回「役員会」予定

5 9  
次回役員会: 平成21年 4月 4日(土) 午後7時~9時  
(場所:西部公民館 第 学習室)

—以上—